

標茶町立病院からのお願い

「緊急事態宣言」が全国に発令されたことを受け、4月20日(月)より以下のとおり対応させていただきます。

解除されるまでの間、感染拡大を防ぐため、皆様のご協力をお願いします。

●当院に出入りされるすべての方の 検温を実施します。

37.5℃以上の発熱のある方の出入りは、
中止させていただきます。

●正面玄関は開錠 AM 8時 00分、 施錠 PM 5時 15分とします。

施錠時には、院内へ入る事はできません。

●電話での受診をお願いいたします。

詳細は裏面をご覧ください。

●全ての健康診断を中止いたします。

【受診の対応】

診察は、基本電話受診にて対応させていただきます。

電話受診での対応は、原則今までに当院に通院歴のある方で、担当医師が電話での診察可能と判断した場合に限らせていただきます。

直接来院された受診希望の患者様におかれましては、次の①～③により対応させていただきます。

① 入り口で検温していただきます。

発熱がない場合：診察の緊急性を判断

診察の緊急性あり⇒院内へ③ 診察の緊急性なし⇒帰宅後電話受診

発熱があると判断した場合：保健所への連絡状況の確認。

自家用車等で待機いただきます。 ⇒②

※保健所へ連絡していない場合⇒ **ご自身**で保健所へ症状や感染者との接触状況を報告。受診病院の確認をしていただきます。

② 保健所からの指示を受けたのち診察を受けていただきます。

③ 診察終了

【受診の判断基準】

軽い風邪症状の場合には、無理をせず、なるべく自宅で安静にして、療養しましょう。

症状が長引いたり、悪化して、「感染したかな。」と思ったら、医療機関を受診する前に、発熱・帰国者・接触者相談センター【北海道釧路保健所（TEL:0154-65-5811）又は、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（TEL:011-204-5020）】にご相談ください。

また、救急外来を受診する際は、**必ず事前に連絡（TEL:485-2135）をしてから**受診願います。発熱や咳などの症状がある場合はその際にお知らせください。

※ 直接来院された場合でも、すぐに院内へ入る事はできません。

院外から病院に電話いただき担当看護師と話をした後に、受診となります。

【保健所等への相談後、当院にかかる時のお願い】

受診する際は、マスク着用、手洗い、咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

なお、当院ではPCR検査（新型コロナの判定）は実施できません。判定を希望する場合、保健所の指示のもと、他の医療機関へ受診いただいております。